

新庁舎議場（9月定例市議会）

新議場で本会議

九月 定例会より

第五回小浜市議会定例会が九月十七日に招集された。今定例会の会期を二十八日までの十二日間と決定。直ちに議案の審議に入り昭和六十二年度小浜市一般会計補正予算（第二号）外補正予算三件、小浜市の公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について外条例二件、合計七件の議案が上程された。

これが議案について市長、参事兼財政課長、総務課長より提案理由の説明が行なわれ質疑の後、各議案をそれぞれ所管の常任委員に付託、十八日より二十日までを休会とし延会した。

二十一日に本会議が再開され二十一、二十二日の二日間にわたり一般質問が行なわれ七名の議員が土地の価格安定、イメージアップ計画、河内川

ダム、総合運動公園等々について質問がなされた。

次いで若狭ふれあいセンター（仮称）新築工事請負契約、小浜市公営住宅遠敷第三団地二号棟新築工事請負契約についての工事請負契約関係の二議案が上程、提案理由の説明質疑を経て建設常任委員に付託をした。

続いて、今期定例会までに提出された「陳情第三号 内外海小学校（仮称）の早期実現について」の陳情を教育民生常任委員会に付託、二十三日より二十七日までを休会とした後、散会した。

二十八日に本会議が再開され、先に付託された議案、陳情について総務、建設、産業経済、教育民生常任委員長より報告がなされ質疑、討論を経て、全案件を原案どおり可

決、採択をした。

続いて、意見書案第三号人事院勧告の即時完全実施を求める意見書案が石橋 和彦総務常任委員長より提出、原案どおり可決した。

引き続き意見書案第四号第十次道路整備五力年計画の策定に関する意見書案が坂下均建設常任委員長より提出、原案どおり全会一致で可決をして、それぞれ関係行政庁に意見書を提出した。

続いて、教育委員会委員の内、十月二日に任期満了する池田 欣一君を三たび任命したい旨の人事案件が提出され全会一致で同意をした。

最後に、人権擁護委員会の内、北川 淳一君が七月に死亡され欠員となっていた人権擁護委員会委員に伊勢 勇君を推薦したい旨の人事案件が提出され全会一致で同意をした。

これで、今定例会に付議されたすべての事件を議了して新議場での第五回小浜市議会定例会を閉会した。

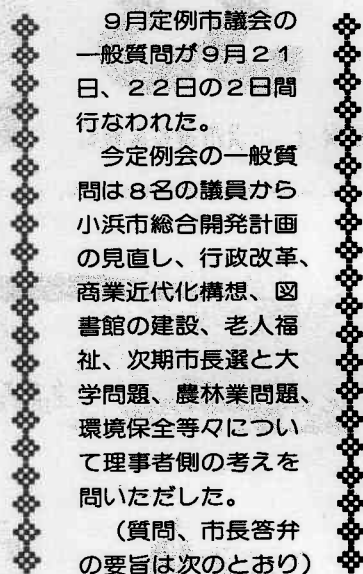
新庁舎の完成に伴い議場の傍聴席（固定いす四十四席）が設けられ六階から傍聴（新聞記者、身障者の方は五階から傍聴）できる様になった。一般質問の際には満席となった。

一 般 質 問

9月定例会市議会の一般質問が9月21日、22日の2日間行なわれた。

今定例会の一般質問は8名の議員から小浜市総合開発計画の見直し、行政改革、商業近代化構想、図書館の建設、老人福祉、次期市長選と大学問題、農林業問題、環境保全等々について理事者側の考えを聞いた。 (質問、市長答弁の要旨は次のとおり)

(質問、市長答弁の要旨は次のとおり)



嶺南にヘリコプターの基地についてお願いでございます。

ヘリコプターの基地の設置は考えられないか。

県会では、すでに小浜市を中心に話もあると聞いております。

政府は全国に数十カ所の小型機の基地を設けることを考えておるようでございます。特に、来年は豊岡四カ所に有力とのお話であります。

小型機じゃなくしてヘリコプター基地を設けてほしい。

すなわち若狭の海上救命にもなるし、また北陸の五十二年、五十三年の大雪のときに、また大野あたりには食糧品とか急病人の移動に欠かすことのできない急用の必要があり、また、特に若狭のような交通の僻地にはヘリコプター基地が必要かと思ひまして再度お尋ねをいたしたいと思ひます。

御指摘のとおり運輸省では本年度からヘリポート、コミュニティ空港の整備に本格的に取り組んでおりまして、昭和六十三年においては全国で四十カ所のヘリポートが整備対象予定として上げられることになっております。

小浜市にとつては高速交通体系から取り残されておるといふ現状にかんがみ、コミュニティ空港、ヘリポートについては前々から希望を県に申し上げてまいりましたところ、

今回も、新聞では福井県は小浜市の名前があがっているというところでございますので、

ぜひ、これが運動につとめてまいりたいというふうに思っております。

本市にとつては小型機によるコミュニティよりも、むしろ運航特性から地域の多様なニーズにこたえられ、救命、

急患の輸送という御指摘もあり、また立地条件等から見ましてヘリコプターによるコミュニティが最適だと考えられるのではないかとこのように思っております。

長い論議の後市をあげて取り組んでまいりました嶺南大学誘致設立についても市長の異常なまでの執念と情熱を傾けられ、

自來小浜市の発展に努力をされているところであります、私どもも御支援を申し上げてきたところですが諸般の情勢は現在に至り、基本的な構想である六十四年開学は断念せざるを得ないと思われま

すが、いかがでしょうか。

昨年、大学誘致対策室の担当者からも国における調査を踏まえた概要とあるべき大学の指針を話され、

いままで市民各位より大学設立はほんとうに実現するのかとの再々の強い御指摘を受けながらも十分なる返答がでなかつた私

たちも、迷いの中にも光を見た思いでありましたが、その後、中川前知事の逝去など県政界の動向は大学設立にとんざの構想を呈しているが、どのように受けとめられるのか。

また、栗田知事の発言も本県の高等教育のあり方をも含めて全県下の立場で検討を加えるとして、

私どもの見限りでは大きく後退したと受けとらざるを得ませんがいかがでしょうか。

わが国の第二次ベビーブームといわれる十八歳人口の増加が昭和六十七年までであり、その後急速に減少するといわれておりますが、

現在に至る政治の風間にも揺れ動く本件について市民のいら立ちもかくし切れないものがあり、

当局としても県の動向を静観のことは市民の納得と信頼は得られないように思われま

すが、いかがでしょうか。

現況を考えると予定されている九万平方キロの用地造成も疑問のあるところであり、そのあたりの見解もお伺いいたします。

社会的背景をことばで申し上げますならば生産社会から情報化社会に世の中が移りつつあるわけでございます。

かつて鉄の街であったものが鉄冷え、魚の街であったものが魚がとれない。したがって、どうしても都市として方向転換をしなければいけないという状態になっている中で

他の都市では何を求めるかということになると、いままで寄つてたつて生活してきた生活の基盤が生産社会であり、

物をつくつたりとつたりすることがだめにあり、その次は何かという情報化社会である。

その、最も中枢をなすものは何かという高度な教育でございます。教育がどうしても必要になってきた。しかも教育のレベルは段々とレベルアップして高くなつてくる。

かつて、中学校は地方のエリアのいく学校であつた時代があつた。そして高等学校ができて高校の進学率が四十割で始まつて、いまや九十九割、

百割というところになってきた。そうして、その時代が終

わるとともに情報化社会が始まつてきたわけでございます。

その基盤になるのは高等教育機関であろうというふうにみんなが思っているわけでございます。

したがって全国的に見ても百四十もの都市が大学誘致に懸命になつて、

いま努力をされているところでございます。本市も、この中の一として懸命の努力を続けてまい

つたところですが、現在足踏みをしている状態に立ち至つているわけでは

ありません。

そして六十七年になり十八歳人口のピーク時に学部四年生まで学生を揃え得る開学の最終段階は昭和六十四年四月。現在から考えて六十四年四月に開学ができるかということについては断念をせざるを得ない。

開学ができないならあきらめるのか、やめるのかという

と決してそうではないわけでございます。

人間がふえるから、ふえる頂上に合わせて大学をつくる、うまくすべり込んで大学というものをつくつてしまつてい

うような考え方は大学をつくつても永遠に大学を繁栄せしめることはできないと思ひます。

大学には大学をつくる、建学の理念が必要であります。

若狭に立地をしているということが、みんながうなづけるような大学、そういった性格のものをつくって、それに賛同をしていただく学生に集めてもらうことが必要でありまして、そのためにかつて、この地に目ばえた日本医学の思想。杉田玄白、伴 信友先生がおられたという、何ものにも耐えがたい歴史的な背景の中で、しかも新しい需要にこたえ得る大学をつくる礎地は小浜にあるということを確認するからこそ、かつて生産工場を誘致しようとして失敗してきたけれども今度からの情報化社会において大学を誘致する。

県の教育委員会では専門学校から大学院大学まで、幅の広い検討をしるという指示がございまして、私どもは、それに従って行動しなければならぬ。考えなければならぬと考えております。

新庁舎の竣工式については、六十年十一月の起工から二年間、本庁舎はりっぱに完成をし内工事を残すのみとなり十一月十五日竣工式が行なわれるということであり、その内容について実行委員会において検討中といわれております。

総工費二十二億、非常にりっぱな庁舎であります、竣工式はどんな形式でなされるのか。質素にやれという意見もあるわけですが、どのようにお考えになっているのか。

（総務理事）
新庁舎の竣工式は米たる十一月十五日の日曜日と定めております。

本式典を成功させるために十八名による庁舎竣工式典実行委員会を九月に開き実施計画の検討をいたしております。竣工式は修祓式、落成式、披露宴をさしているわけです。十一月十五日のスケジュー

ルは午前九時から新庁舎玄関前において工事請負業者による修祓式が行なわれます。

その後十時から文化会館大ホールにおいて招待者全員による竣工式典が市主催で行なわれます。式典では工事関係者、御寄付をいただいた方々に対する感謝状の贈呈等が行なわれる予定で、その後タイムカプセルの埋設が玄関横、モニメントの下で行なわれ新庁舎の設計図面、当日の新聞、紙幣等が次期の庁舎改築の時点まで格納する儀式が行なわれます。

続いて庁舎内を案内し、その後落成式場の体育館までまいります。

現在のところ、招待予定者は五百五十名を予定しております。

本会議を

テレビ放映

去る九月十七日に招集された第五回市議会定例から本会議の様子が市庁舎のすべてのテレビを通じて放映ができて



テレビ放映を見る市民

7月臨時会

第四回市議会臨時議会が七月十六日招集をされた。会期を一日限りと決定、直ちに議案の審議に入った。今臨時会は、任期満了に伴う小浜市農業委員会委員の内、議会推薦の委員として五名の方々を推薦したいとするもので

- 宮川 建一
- 野村 治作
- 岸 正康
- 松宮 昭司
- 清水 昇

の五名の方々を全会一致をもって推薦した。



九月定例市議会では次の陳情を審査しました。

- 採 扱
- 陳情第三号 内外海小学校（仮称）の早期実現について 提出者 内外海小学校建設促進期成同盟会 会長 浜 岸 利 一 外四十一名
- 閉会中の継続審査
- 陳情第四号 人事院勧告完全実施の意見書提出を求める 陳情書 提出者 国民春闘福井県共闘会議議長 石 田 等 外二団体

人事

- 教育委員会委員
- 池田 欣一
- 人権擁護委員会委員
- 伊勢 勇

意見書

関係機関へ提出

地方自治法第九十九条第二項、市議会
会議規則第十四条の規定により意見書
を可決して関係機関へ提出した。

意見書案三号

人事院勧告の即時完全実施を求める意見書

人事院は、去る八月六日政府と国会に対し人事院史上最
低の勧告率である公務員給与
を官民較差三千九百八十五円
(一、四七割) 改定する勧告
とともに週休二日制に関する
報告をし、その完全実施を強

く切望しています。

しかし、政府は財政事情を
主たる理由に公務員賃金等抑
制の動きを見せています。

公務員の労働基本権制約の
代償措置として制度化された
人事院勧告が完全実施されな
いことは健全な労使関係の維
持や、自治体のもつ自治権の
尊重など勘案すべく多くの問
題があります。

人事院勧告の抑制は公務員

賃金のみならず年金、恩給、
民間労働者の賃金、さらには
きびしい国際経済摩擦の中
の日本経済、特に内需主導に
よる経済構造の転換と労働時
間の短縮をはかる上にも人事
院勧告の完全実施は必要不可
欠であります。

よって、政府はすみやかに
人事院勧告を完全実施するよ
う強く要望する。

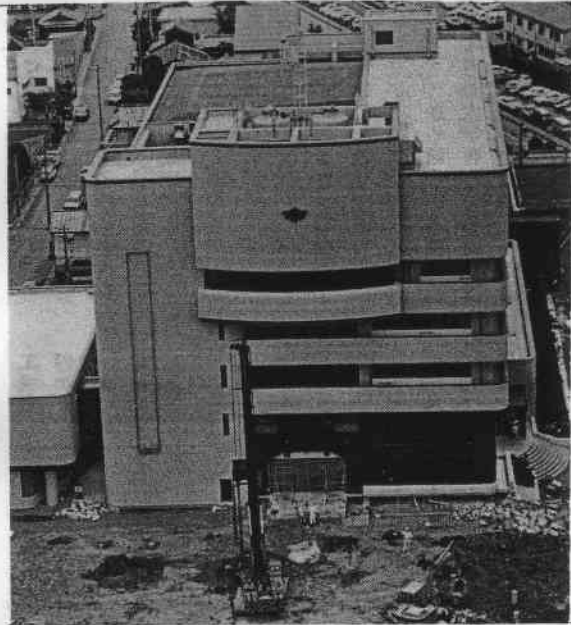
意見書案第四号

第十次道路整備五カ年計
画の策定に関する意見書

道路は産業、経済発展の根
幹をなすものであり、地域住
民の日常生活や住みよい地域
社会の形成に欠くことのでき
ない社会資本である。

しかしながら、わが国の道
路の整備状況はまだまだ十分
てあり、本市においても恒常
的交通渋滞個所やなだれ、落
石、法面崩落等の危険個所が

新庁舎全景



多く、今後さらに長期的整備
計画が強く望まれている。
よって、政府におかれては
昭和六十三年度から実施され
る第十次道路整備五カ年計画
にあたっては、次の事項の実
現をはかられるよう強く要望
する。

記

一、国民生活の充実と経済
社会の活性化の基盤である道
路の整備や着実に推進するた
め第十次道路整備五カ年計画
の総投資規模五十三兆円を確
保すること。

二、道路関係諸税の暫定税
率を延長するとともに揮発油
税、自動車重量税等の道路特
定財源は全額を道路整備費に
充当することはもとより、一
般財源を大幅に投入すること。
三、揮発油税を直接道路整
備特別会計へ繰り入れする措
置を拡充し高規格幹線道路の
整備を強力に促進するととも
に地方道路整備臨時交付金制
度を存続拡充すること。

第二十四回国道三〇三号線沿
線市町村親善球技大会が八月
二十四日開催されました。

一回戦

朽木村 102025

小浜市 0164x11

優戦

今津町 24044

小浜市 0800412

議会豆知識

意見書の提出について

地方自治法第九十九条第二
項に「議会は、当該普通地方
公共団体の公益に関する事件
につき意見書を関係行政庁に
提出することができる。」
また、小浜市議会会議規則

成者とともに連署して、議長
に提出しなければならない。
ここでいう法とは地方自治
法をさすもので、地方自治法
第百十二条に「普通地方公共
団体の議会の議員は、議会の
議決すべき事件につき、議会
に議案を提出することができる。
但し、予算については、
この限りでない。

二項で「前項の規定により
議案を提出するに当たっては、
議員の定数の八分の一以上の
者の賛成がなければならぬ。」
三項で「第一項の規定によ
る議案の提出は、文書を以て
これをしなければならない。」
旨の規定があり、議会はそ
の団体の議決機関としての
意思決定によって意思を表
明することを認められたものであ
り、内容はその団体の公益と
いうことに関する限り可能な
わけで、ここで公益とは、け
つきよく国の事務であろうが
自治体としての事務であろう
が、公益性があると認められ
る限りさしつかえないわけで
別段制限がなく要は、処理す
る権限があればよいとする意
見のあるところである。

これを受けて、議会で意見
書を可決、行政庁へ提出し
ている。

第十四条に「議員が議案を提
出しようとするときは、その
案をそなえ、理由を附け、法
第百十二条第二項の規定によ
るものについては所定の賛成
者とともに連署し、その他の
ものについては二人以上の賛